

平成30年度畜産業振興事業に係る追加公募要領

平成30年3月1日付け29農畜機第6234号

1 総則

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が補助する畜産業振興事業のうち、事業実施主体候補者を追加公募により決定する事業（以下「応募対象事業」という。）については、それぞれの事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるほか、この要領の定めるところによるものとします。

2 応募対象事業

具体的な応募対象事業及びその内容は、別表（追加応募対象事業一覧）のとおりです。

3 応募団体の要件

応募者は、独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成15年農林水産省令第103号）第2条に定める団体等（以下「応募団体」という。）とします（別紙参照）。

ただし、応募団体の役員等（役員又は団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるときは応募することができません。

4 補助金の予定額、補助率

別表に定める補助金の予定額及び補助率とします。

5 事業実施期間

応募対象事業ごとに別表に定める実施期間とします。

6 補助対象経費の範囲

補助の対象となる経費は、事業の実施に直接必要な経費及び成果の取りまとめ等に必要経費であって、以下の経費とします。

申請に当たっては、事業実施期間中における所要額を算出していただきますが、実際に交付される補助金の額は、実施要綱に基づく補助金交付申請の審査等に基づき決定されることとなりますので、応募額や申請額とは一致しないので留意してください。

また、所要額については千円単位で計上願います。

なお、これらの経費の使用に当たっては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号—1。以下「実施規程」という。）に規定するコスト分析基準を定めている項目及び「畜産業振興事業に係る旅費の留意事項について」（平成19年4月18日付け19農畜機第236号）に定める事項に留意してください。

さらに、補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）がある場合は、これを当該補助金の申請額から減額して申請する必要があります。

（1）設備備品費

「設備備品費」とは、事業を実施するために必要な設備（機械・装置）・物品等の購入、開発・改良、修繕又は据付等に必要な経費です。

この補助金は、単なる設備の購入を目的として交付されるものではありませんので、事業実施上必要と認められない設備備品費は、補助対象外とする場合があります。

なお、取得単価が50万円（消費税及び地方消費税を含まない。）以上の設備については、採択決定後の事業実施計画承認申請の際に見積書（該当する設備備品を1社しか扱っていない場合を除き、原則2社以上）やカタログ等を添付していただくこととなります。ただし、その設備備品の製造企業が1者のみであっても、販売等をする企業が複数者あるときは、原則として当該販売等をする2者以上からの見積書等が必要です。

また、当該設備備品は事業実施期間中及び事業終了後に適切に管理できるものに限られますので、外国から購入する場合等の計画にあつては、適切な管理が可能であることを確認した上で申請してください。

（2）設備備品費以外の経費

以下のアからシまでの経費とします。

ア 別表の事業内容に定める経費

イ 会場借料

事業実施のための会議を開催する会場借上げに要する経費です。

ウ 印刷製本費

事業実施のための資料の印刷・製本等に要する（コピー代を含む。）経費です。

エ 通信運搬費

事業実施のための郵送料、電話料等に要する経費です。

オ 賃借料

事業実施のための資料の取りまとめ等に必要なコンピュータ等の事務機器借上等に要する経費です。

カ 消耗品費

事業実施のための用紙類その他の事務用品購入に要する経費です。

キ 旅費

事業実施のための航空賃、鉄道運賃、日当、宿泊費等に要する経費です。

ク 謝金及び原稿料

事業実施のための学識経験者等による委員会等に要する委員等謝金及び調査報告等の執筆に対し支払われる原稿料に要する経費です。

ケ 賃金

「賃金」とは、事業を実施するための業務（資料整理、補助的事務、事業資料の収集等）を目的として、本事業を実施する団体が雇用した者等に対して支払う労賃及び社会保険料の事業主負担分等に要する経費です。

事業に係る賃金の単価については、実施規程に定めたコスト分析基準の基準額を上限として、当該団体内の賃金支給規則や国の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定する必要があります。

コ 技術指導事務費

「技術指導事務費」とは、事業実施に係る企画・立案、現地調査・技術指導、資料の作成・取りまとめ、連絡調整等、事業の推進のための職員等の活動に係る経費であって、その従事度合に応じてその対価として支払われるもの及び社会保険料の事業主負担分等の当該職員等を雇用するための経費です。技術指導事務費については、当該団体等の給与規則や国の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき時間単価を設定するとともに、業務日誌を作成する必要があります。

サ 委託費

「委託費」とは、事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の団体に委託するために必要な経費です。

委託は、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとします。

シ 事務諸費

事業を実施するために必要となる振込手数料、収入印紙代その他の経費です。

7 事業実施主体候補者の選定

(1) 審査の方法及び手順

ア 事前審査

提出された申請書類について、応募の要件（応募団体の要件、事業期間、重複申請の制限等）を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外します。

イ 審査委員会による審査

(ア) 機構に設置する畜産業振興事業に係る事業実施主体審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、申請書類について審査し、応募対象事業ごとに事業実施主体候補者を選定します。

また、審査委員会が必要と認めた場合は、応募団体から提案内容・事業実施体制等についてヒアリングや追加資料の提出等をお願いすることがあります。ヒアリングへの参加要請については、事前に別途、通知します。

なお、ヒアリングに出席しなかった場合は、応募を辞退したものとみなします。

(イ) 審査は非公開で行われます。また、審査委員には、委員として取得することのできた一切の情報を、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後においても第三者に漏洩しないこと、情報を善良な管理者の注意をもって管理すること等の秘密保持の遵守が義務付けられます。審査の経過は通知しません。

また、委員名及び審査の過程等のお問い合わせにも応じられませんので御了承ください。

なお、提出された申請書類等は、返却しませんので御了承ください。

(2) 重複申請等の制限

ア 重複申請

同一の内容で、既に農林水産省又は他省庁等の補助金等を受けている場合又は採択が決定している場合は、応募することができません。

イ 不正行為に対する是正措置

公募期間中において、実施規程11の(2)の規定に基づき、不正行為に対する是正措置等を求められている者及び同(3)の規定に基づく畜産関係法令等への違反により補助金の交付停止措置を受けている者にあつては、応募することができません。

(3) 事業実施主体候補者の決定

審査委員会において事業実施主体候補者を選定します。この審査結果は独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）に提出され、事業実施主体候補者を最終決定します。

(4) 審査の観点

審査の具体的な観点は、以下のとおりとします。

ア 事業内容の妥当性

別表に記載の事業内容について、偏らずすべて記載されているか。
ただし、別表において、同一の応募対象事業内で取組を一又は複数選択して応募することができる旨規定されている場合にあっては、選択した当該取組内容についてすべて記載されていけばよいものとする。

イ 事業執行方法の妥当性

- (ア) 課題の抽出・分析手法は妥当なものであるか。
- (イ) 取組内容、取組手法が明確であるか。
- (ウ) 取組内容、取組手法に事業効果を高めるための工夫が見られるか。

ウ 事業計画の妥当性、効率性

- (ア) 手法、日程等に無理がなく、目的に沿った実現性はあるか。
- (イ) 事業効果の達成のために、日程、作業手順等が効率的であるか。

エ 組織としての事業実施能力

- (ア) 事業が遂行可能な人員の確保がなされているか。
- (イ) 事業を行う上で適切な財産基盤、経理処理能力を有しているか。
- (ウ) 幅広い知見・ネットワークを持っているか。
- (エ) 優れた情報収集能力を持っているか。
- (オ) 過去3か年に補助金等交付決定取消の原因となる行為があるか。

オ 事業実施に当たっての管理、人員体制

円滑な事業遂行のための人員体制が組み込まれているか。

(5) 公募結果の通知等

公募の結果（採択又は不採択）については、事業実施主体候補者を最終決定し次第、速やかに応募団体に対して個別に通知するとともに、事業実施主体候補者を機構のホームページで公表します。

採択の通知については、補助金交付の候補となったこととお知らせするもので、補助金の交付は、別途、必要な手続を経て、正式に決定されることとなります。

また、実施される事業の採択の概要及び補助実績について、事業名、事業実施主体名、補助金額等を機構のホームページで公表します。

8 事業の実施及び補助金の交付に必要な手続等

7の(5)による採択通知を受けた事業実施主体候補者は、機構が定める各事業の実施要綱等に基づく事業実施計画の承認申請及び補助金交付申請を行うこととなります。

また、事業の実施終了後、実施要綱に基づき実績報告書に必要書類を添付し提出していただきます。その後、提出された実績報告書等を機構において審査し、実際に使用された経費について補助金の額を確定した後、補助金の額の確定通知書を送付するとともに補助金を支払うこととします。

なお、事業実施主体からの申請に基づき、補助金の概算払を行うことがで

きます。

9 事業実施主体の責務等

補助金の交付決定を受けた事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守らなければなりません。

(1) 事業の推進

事業実施主体は、実施要綱等を遵守し、事業の推進全般についての責任を持たなければなりません。

また、交付申請書（採択決定後、補助金の交付を受けるために提出することとなっている申請書）の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、定期的な報告書の提出等については、適切かつ遅滞なく行う必要があります。

(2) 補助金の経理管理

交付を受けた補助金の経理管理に当たっては、次の点に留意する必要があります。

ア この補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等が適用されます。

イ 事業実施主体は、実施要綱に基づき、交付された補助金の一部を更に補助金等として交付するほか、理事長の承認等を受け、交付された補助金の一部を、委託先に委託費として交付することができます。

ただし、この場合、事業実施主体は、事業全体の責任者として、間接補助事業者及び委託先における補助金の経理管理状況について、定期的に報告等を求めるなど、補助金の交付の条件に違反することにならないようにするとともに、補助金全体の適切かつ円滑な経理管理が行われるようにしなければなりません。

ウ 事業実施主体、間接補助事業者及び委託先は、補助金の経理管理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、諸規程の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めなければなりません。

エ 事業実施主体、間接補助事業者及び委託先は、補助金の経理管理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理など）を、当該団体の会計部局等において実施してください。

(3) フォローアップ

事業実施期間中、期待した目的が達成されるよう、事業実施主体に対し、事業実施上必要な指導・助言等を行うとともに、事業の進捗状況について必要な調査（現地調査を含む。）を行うことがあります。

また、事業実施期間中における事業の進捗状況及び交付を受けた補助金

の使用状況についての報告を事業実施主体にお願いすることがあります。

(4) 事業効果の評価

事業実施期間中の毎年度、実施規程7の規定に基づき事業効果の評価を実施します。

(5) 取得財産の管理

事業により取得した設備等の財産の所有権は、事業実施主体又は間接補助事業者に帰属します。

ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

ア 事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、事業終了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。

イ 事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち1件当たりの取得価額が50万円（消費税及び地方消費税を含まない。）以上のものについては、独立行政法人農畜産業振興機構の補助する事業により取得した財産の処分制限期間（平成16年4月8日付け16農畜機第123号）に規定する処分の制限を受ける期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する必要がある時は、事前に理事長の承認を受けなければなりません。

なお、その際、交付を受けた補助金の額を限度として、その全部又は一部を機構に納付していただくことがあります。

(6) 知的財産権の帰属

事業により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権、ノウハウ等）は、発明者個人に帰属するものとします。ただし、事業に係る知的財産権に関して出願、申請等の手続を行った場合（著作権については、著作物が得られた場合）若しくは取得した場合又は実施権を設定した場合は、遅滞なく、理事長にその旨を報告しなければならないものとします。

なお、機構は、特許等の取得状況を自由に公表できるものとします。

また、事業実施期間中及び事業終了後5年間において、事業により得られた知的財産権の全部又は一部の譲渡等を行おうとする場合は、事前に理事長の承認を受けなければなりません。

なお、事業により取得した知的財産権は事業実施主体又は間接補助事業者が定めた規程（職務発明規程等）に基づき、発明者個人から当該事業に承継させることができるものとします。

(7) 収益状況の報告及び収益納付

技術開発等を内容とする事業については、実施要綱の定めに従い、事業実施期間中及び事業終了後5年間は、毎年度、事業による成果の実用化等に伴う収益の状況を、収益の有無にかかわらず、理事長へ報告しなければ

ならない場合があります。

また、事業終了後5年間において、事業成果の実用化、知的財産権の譲渡・実施権の設定又はその他当該事業の成果の他への供与により相当の収益を得たと認められた場合には、その収益の全部又は一部を機構に納付していただくことがあります。

(8) 事業成果等の報告及び発表

事業により得られた成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、事業終了後（事業実施期間が複数年の場合は毎年度）に、必要な報告を行わなければならないものとします。

また、機構は報告のあった成果を、事業実施主体の承諾を得て公表できるものとします。事業により得られた事業成果については、農業関係者、国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、積極的に事業成果の公開・普及に努めるものとします。また、事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じ発表するものとします。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、事業による成果であること、論文の見解が機構の見解ではないことを必ず明記し、公表した資料については機構に提出しなければなりません。

(9) 暴力団等の反社会的勢力の排除

機構は、事業実施主体等又は委託先その他の関連事業者の代表者又は役員等が暴力団員に該当する者であることが判明した場合には、事業実施主体に対して、補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還を命ずる場合があります。

(10) その他

その他機構の定めるところにより義務が課されることがあります。

10 応募手続

(1) 申請書の記載内容

ア 応募対象事業ごとに「畜産業振興事業応募書」を作成し、必要部数を以下の提出期間内に提出してください。

なお、同一の応募対象事業内でメニューを複数選択して応募できる事業があります。その場合は、メニューごとに「畜産業振興事業応募書」を作成してください。

イ 「畜産業振興事業応募書」は、別紙及び様式1から8によって構成されます。

(2) 応募方法

ア 提出期間

平成30年3月1日（木）～平成30年3月14日（水）（最終日正午までに必着）

イ 提出先・問合せ先

(ア) 提出先

〒106-8635 東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル
独立行政法人農畜産業振興機構 畜産振興部あて

(イ) 問合せ先：同畜産振興部

電話：03-3583-4873

ファクシミリ：03-3583-8714

電子メール：chikusan_koubo(アットマーク)alic.go.jp

※ スпамメール対策のため（ ）内の@は省略しています。

お問い合わせについては、月曜日から金曜日（祝日を除く。）の午前9時30分～午後6時15分（正午～午後1時を除く。）にお願いします。

ウ 提出書類及び部数

(ア) 「畜産業振興事業応募書」（様式1～8）6部（正1部副5部）

(イ) 団体概要 1部

a 民間企業：定款、会社経歴（概要）、直近の総会資料（財務諸表等の添付資料

b 公益法人等：定款（又は規約）、業務方法書、決算報告書

(ウ) 受付確認用返信はがき 1部

(エ) 申請書類チェックシート（別紙）1部

(ア)～(エ)を1つの封筒に入れ、“畜産業振興事業応募書在中”と表に朱書きをして提出してください。

また、複数の応募対象事業又は同一の応募対象事業内でメニューを複数選択した場合は、(イ)の書類を重複して添付しなくてもよいこととしております。この場合、(イ)の書類については、どの応募対象事業の応募書に添付したかを、(エ)の書類に明記してください。

なお、提出書類は返却しません。

※ 提出は、原則として「郵送又は宅配便（バイク便を含む。）」とし、やむを得ない場合には、「持参」も可能としますが、「ファクシミリ」又は「電子メール」による提出は受け付けません。

※ 郵送する場合は、簡易書留・配達記録等を利用し、配達されたことが証明できる方法によって、提出期間内に必着するようにしてください。

※ 提出期間中に到着しなかった申請書類は、いかなる理由があろうとも無効となります。

また、書類に不備等がないよう、この要領を熟読の上、注意して記入してください。申請書類のフォーマットは変更しないでください。

※ 様式は機構ホームページからダウンロードできます。申請書は必ずパソコンのワープロソフトを用いて作成し、日本工業規格A4サイズの用紙に両面印刷した文書を提出してください。様式1～8については、この順に一括して左2か所のホッチキス止めとし、ページ中央下段に通し番号を付けてください。

(3) 個人情報の取扱いについて

応募のために提供いただく個人情報は、適切な管理の下、公募審査のためにのみ使用し、それ以外の目的では使用しません。

11 その他

応募対象事業の実施については、国会での平成30年度予算の成立が前提となります。

また、公募開始後に事情により応募対象事業の中止や事業内容の変更がある場合がありますので御了承ください。

別 紙

応募団体について

事業実施主体候補者に応募できる団体等は、以下のとおりです。団体等により応募できる事業が限られる場合があるので、必要に応じ公募担当にお問い合わせください。

- 1 農業協同組合
- 2 農業協同組合連合会
- 3 農事組合法人
- 4 全国農業協同組合中央会
- 5 中小企業等協同組合
- 6 協業組合
- 7 一般社団法人又は一般財団法人
- 8 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が株主となっている株式会社（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）
- 9 消費生活協同組合若しくは消費生活協同組合連合会
- 10 一般消費者が直接若しくは間接の構成員となっている団体（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）
- 11 畜産物価格安定法第6条第1項に規定する生乳生産者団体
- 12 畜産物価格安定法第5条第1項に規定する乳業者及び牛乳の販売業者が直接若しくは間接の構成員となっている団体（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）
- 13 畜産業を営む個人が株主若しくは社員となっている株式会社若しくは会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）
- 14 畜産業を営む個人が構成員となっている団体（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）
- 15 農業信用基金協会
- 16 鉱工業技術研究組合
- 17 広告代理業を主たる事業として営む株式会社
- 18 畜産業を営む個人

【公募担当】

畜産振興部 管理課

電 話：03-3583-4873

F A X：03-3583-8714

Eメール：chikusan_koubo(アットマーク) alic.go.jp

(参 考)

独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第2条の規定に基づき
農林水産大臣が定める基準

平成15年10月1日付け農林水産省告示第1538号
一部改正 平成18年5月1日付け農林水産省告示第662号
一部改正 平成23年11月8日付け農林水産省告示第2220号

独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成15年農林水産省令第103号）（以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、農林水産大臣が定める基準を次のように定め、平成11年9月21日農林水産省告示第1222号（農畜産業振興事業団法施行規則第2条の規定に基づき、農林水産大臣が定める基準を定めた件）は、廃止する。

独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第2条の農林水産大臣が定める基準は、協業組合に係る基準にあつては1のとおりとし、農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社に係る基準にあつては2のとおりとし、一般消費者が直接又は間接の構成員となっている団体に係る基準にあつては3のとおりとし、畜産物の価格安定に関する法律（昭和36年法律第183号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する生乳生産者団体（以下単に「生乳生産者団体」という。）、法第5条第1項に規定する乳業者（以下単に「乳業者」という。）及び牛乳の販売業者が直接又は間接の構成員となっている団体に係る基準にあつては4のとおりとし、畜産業を営む個人が株主又は社員となっている株式会社又は会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社（以下単に「持分会社」という。）に係る基準にあつては5のとおりとし、畜産業を営む個人が構成員となっている団体に係る基準にあつては6のとおりとする。ただし、畜産業を営む個人が株主若しくは社員となっている株式会社若しくは持分会社又は畜産業を営む個人が構成員となっている団体が規則第2条第21号に掲げる事業を行う場合にあつては、7のとおりとする。

1 協業組合に係る基準

中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第5条に規定する中小企業者のみを組合員としていること。

2 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社に係る基準

農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜

産業振興機構がその総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の過半数を有していること。

3 一般消費者が直接又は間接の構成員となっている団体に係る基準

その規約が次に掲げる事項の全てに該当し、かつ、その事業活動が相当の期間継続して行われていること。

イ 目的として、構成員の生活の文化的経済的改善向上を図る旨の規定を含んでいること。

ロ 代表者及び代表権の範囲並びに代表者の選任の手続を明らかにしていること。

ハ 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

ニ 構成員たる資格について定めがあり、構成員の加入及び脱退が自由であること。

ホ 都道府県の区域又はその区域を超える区域をその地区としていること。

ヘ 財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。

4 生乳生産者団体、乳業者及び牛乳の販売業者が直接又は間接の構成員となっている団体に係る基準

その規約が次に掲げる事項の全てに該当し、かつ、その事業活動が相当の期間継続して行われているか、又は行われる見込みであること。

イ 目的として、牛乳消費の安定的拡大を図ることにより、酪農、乳業及び関連産業の安定的発展と食生活の改善に資する旨の規定を含んでいること。

ロ 代表者及び代表権の範囲並びに代表者の選任の手続を明らかにしていること。

ハ 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

ニ 構成員たる資格について定めがあり、構成員の加入及び脱退が自由であること。

ホ 全国を区域としていること。

ヘ 財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。

5 畜産業を営む個人が株主又は社員となっている株式会社又は持分会社に係る基準

次に掲げる事項の全てに該当していること。

- イ 農業を主たる事業として営み、かつ、養畜の業務を営んでいること。
- ロ 株式会社にあつては、株主の総数が50人以下であり、かつ、公開会社（会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。）でないこと。
- ハ 持分会社にあつては、その法人の常時従事者たる社員（その法人の事業に必要な農作業に主として従事すると認められるものに限る。）が、業務を執行する社員の数の過半を占めること。

6 畜産業を営む個人が構成員となっている団体に係る基準

次に掲げる事項の全てに該当していること。

- イ 畜産業を営む個人が直接の主たる構成員であること。
- ロ その規約が次に掲げる事項の全てに該当していること。
 - (1) 目的として、共同利用施設等の整備等を図ることにより畜産経営の生産性の向上に資する旨の規定を含んでいること。
 - (2) 代表者及び代表権の範囲並びに代表者の選任の手続を明らかにしていること。
 - (3) 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
 - (4) 共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと。
 - (5) 収支計算書及び会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。

7 畜産業を営む個人が株主若しくは社員となっている株式会社若しくは持分会社又は畜産業を営む個人が構成員となっている団体に係る基準

次に掲げる事項のいずれにも該当していないこと。

- イ 資本金の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超えていること（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人に該当する場合を除く。）。
- ロ 総株主の議決権又は総出資者の議決権の2分の1以上が同一のイに該当するものの所有に属していること。
- ハ 総株主の議決権又は総出資者の議決権の3分の2以上がイに該当するものの所有に属していること。